

白山市監査公表第11号

地方自治法第199条第4項の規定による定例監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を別紙のとおり公表します。

平成30年10月1日

白山市監査委員 北田 幸光

白山市監査委員 西川 寿夫

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 (1) 吉野谷市民サービスセンター 市民サービス課
(2) 尾口市民サービスセンター 市民サービス課
(3) 白峰市民サービスセンター 市民サービス課
(4) 美川支所 総務課、市民福祉課
- 2 監査実施日 (1)(2)(3)平成30年5月31日(木)
(4) 平成30年6月29日(金)
- 3 監査実施場所 (1) 吉野谷公民館 研修室C
(2) 尾口公民館 会議室
(3) 白峰福祉複合施設カルテット内 会議室
(4) 美川支所 会議室
- 4 監査対象 平成29年度
- 5 監査項目 財務に関する事務の執行状況
契約に関する事務の執行状況
財産管理及び施設維持管理状況
その他必要と認める事項
- 6 監査の執行者 監査委員 北田 幸光
監査委員 西川 寿夫

7 監査の方法

財務に関する事務等が関係法令等に従って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

8 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の財務に関する事務、事業の管理状況は、監査した範囲においては、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において、当事者に指示したので省略した。

意見・要望及び指摘事項

<吉野谷市民サービス課>

- ・共同車庫（白山市市原地内）の貸付内容を検討し、契約を交わされたい。

<白峰市民サービス課>

- ・白峰地域の土地貸付内容を十分検討し、契約を交わされたい。

<美川支所総務課>

- ・公衆用道路敷地（白山市湊町地内）の賃貸借契約を見直されたい。